

よくある申請の不備について

～申請前にご確認ください～

申請書の記載もれや添付書類に不備がある場合、内容の確認が必要になるため、支給までに時間を要することになります。申請書類を提出する前に、以下の内容をご確認ください。

申請書

- 要請の取組内容や取組期間に正しく✓が記入されていますか
- 「資本金又は出資金」、「常時雇用する従業員数」は記入されていますか
- 「営業許可の文書番号」は正しく記入されていますか
- 「当該店舗の支給額」は協力金支給申請額計算書で算定した額が記入されていますか

誓約書

- 誓約書の日付、自署は正しく記入されていますか

協力金支給申請額計算書

- 申請を行う算定方式の計算書ですか
売上高方式と売上高減少額方式で計算書が異なります。
- 1日当たり飲食業売上高は税抜き後の金額が記入されていますか

本人確認書類

- 本人確認書類の住所が申請書に記載した住所と一致していますか

通帳

- 申請書に記載した口座と一致していますか

飲食店営業許可証

- 営業許可証の全体が鮮明に確認できますか
画像が不鮮明であったり、許可証の一部の場合は不備となります。
- 営業許可証の有効期間が要請期間の全てを含んでいますか
有効期間が要請期間の途中で切れている場合は、更新後の許可証も提出してください。
- 営業許可証に表示された名義人と申請者は一致していますか
営業許可証に表示された名義人が申請を行ってください。申請者と名義人が一致しない場合には、名義人と申請者の連名で様式第4号「理由書」を提出してください。
- 「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可証が添付されていますか
上記以外の「〇〇製造業」等の許可証や風営法上の営業許可証だけの場合は不備となります。

休業・営業時間短縮の状況が分かる書類又は写真

- 要請期間の全ての期間に、休業又は営業時間短縮を行ったことが分かりますか
「休業又は営業時間短縮している期間がわからない」、「短縮している営業時間がわからない」場合は不備となります。
- 店舗名が確認できますか
- 営業時間短縮前の通常の営業時間は要請対象の営業時間ですか

店舗の写真

- 店舗名が確認できますか
- (屋台などの場合) 椅子やテーブルなどの飲食スペースが確認できますか

確定申告書・売上帳

- 確定申告書の事業者名と申請者名が一致していますか
- 確定申告書に税務署の收受印又は税理士の証明印がありますか
電子申告(e-TAX)の場合は、「受信通知(メール詳細)」と確定申告書を提出してください。なお、確定申告書の上部に「受付日時」、「受付番号」の記載がある場合は、「受信通知(メール詳細)」の添付は不要です。
- 店舗ごとの飲食業の売上高が確認できますか
確定申告書で確認できない場合は、店舗ごとの飲食業の売上高が分かる売上帳等を提出ください。
- 「税抜き後」の売上高が記載されていますか
1日あたりの売上高は、消費税・地方消費税を除いた額となります。確定申告書等の売上高が税込みで記載されている場合は、税抜き後の金額が分かる書類を別途提出してください。
- 売上帳に店舗名が記載されていますか

家賃支援金

- 家賃支援金の申請先は県ですか
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店で、「福岡市の休業した店舗」、「北九州市の休業した店舗又は酒類及びカラオケ設備の提供を止めて営業時間短縮を行った店舗」は各市に申請してください。
- 賃貸借契約書が添付されていますか
賃貸借契約書が無い場合は、様式第6号「賃貸借契約等証明書」を提出してください。
- 賃貸借契約書の賃借人と申請者は一致していますか
賃借人と申請者が一致しない場合は、様式第6号「賃貸借契約等証明書」を提出してください。
- 賃貸借契約書の契約期間に要請期間が含まれていますか
自動更新の場合は、契約書の自動更新を明記している個所をご提出ください。
賃貸借契約書の契約期間に要請期間が含まれていない場合は、様式第6号「賃貸借契約等証明書」を提出してください。
- 賃料の支払い実績が確認できる書類(通帳等の写し)が添付されていますか
賃料の支払い実績が確認できる書類が無い場合は、様式第6号「賃貸借契約等証明書」を提出してください。